

勞發第四一八號

昭和二十一年七月三十日

厚生省勞政局長

司法省民事局長 殿

朝鮮人勞務者等に對する未拂金等の
供託に關する件

豫ねて貴局第一課に連絡してをりました朝鮮人勞務者等に對する未
拂金等の供託の件に關し別紙の通り地方長官宛通牒することゝ致し
度く就いては供託事務の取扱關係上支障がないか御照會致します

寫

(別紙甲号)

勞發第四一八号

昭和二十一年七月三十一日

司法省民事局長 殿

厚生省勞政局長

朝鮮人勞務者等に対する未払金等の
供託に関する件

予ねて貴局第一課に連絡してをりました朝鮮人勞務者等に対する未
払金等の供託の件に関し、別紙の通り地方長官宛通牒すると、致し
度く、就いては供託事務の取扱關係上支障がないか御照会致します。

司法省
民事局 民事甲第五一六号

昭和二十一年八月二十六日

司法省民事局長 奥 野 健 一

厚生省勞政局長 殿

朝鮮人勞務者等に対する未払金等
の供託に関する件

客月三十一日附勞發第四一八号を以て御照会の標記の件は、便宜
御申越の通り地方長官宛通牒せられても供託事務の取扱上差支えあ
りません。

右御回答致します。

追つて本件供託事務取扱方につき、別紙写の通り各供託局長に通牒
致しましたから念の為に申添えます。

寫

(別紙)

朝鮮人勞務者等に対する未払金等の
供託要領

(一)既に履行期の到来している未払金及び未交付の有価証券は、債務履行地の供託所に供託すること。

(二)預貯金を通帳のまゝ交付すべき契約のもの及びその払もどし不能のものについては、目下司法省と打合せ中につき追つて別途通牒することとする。

(三)供託は左の要領によること。

(イ)金銭供託については供託書に合計金額のみを記載し、「金額、受

取人氏名は別紙内訳の如し」と附記し、指定受取人欄も亦「別紙内訳人名」と記した上、各受取人別に金額氏名を列記した内訳書を添付して供託局に提出すること。

(ロ)有価証券供託については、(イ)に準じ、供託書には有価証券の銘柄、額面総額及び合計枚数を記載し、二種類以上の場合には銘柄毎に額面総額、合計枚数を記載、内訳書には各券面額、記号、番号、枚数及利札に関する事項(例えば「何年何月何日以降利札付」)を

記載すること。

(2)債権者を確知することが出来ない場合には、供託書に記載すべき供託の原因たる事実欄には例へば、「右金員(又は有価証券)は債務者たる供託者より別紙内訳書記載の債権者に支払うべき給料及び諸手当金(又は交付すべき有価証券)なる処債権者の居所不明の爲交付すること能はざるにつき(又は昭和年月日の戦災により帳簿書類等焼失のため、債権者を確知すること能はざるにつき)辨済の爲供託」と記載すること。

(3)一括して供託した場合に受取人の一部が判明して還付の請求をする場合には事業主は分割払を請求するため、供託書一通毎に支払委託書を供託局に提出し、受取人には、その者が供託物の払渡を受ける本人に相違ない旨の支払証明書を交付すること。

(四)受取人が印鑑証明書を得ることが出来ない場合には、供託者は受取人が還付を受けるに当つて使用する印鑑が同人の印鑑に相違ない旨の証明書を受取人に交付し供託局に提出せしめること。

(五)その他供託及び還付に関する手続、書式等については供託局に問い合わせること。

寫

司法部
民事局

民事甲第五一六号

昭和二十一年八月二十六日

供託局長 御中

司法省民事局長 奥 野 健 一

朝鮮人勞務者等に対する未払金等の
供託に関する件

今般標記の件につき別紙甲号厚生省勞政局長の照会に対し、別紙乙号の通り回答致しました。就ては右厚生省勞政局長の照会書に添附の「朝鮮人勞務者に対する未払金等の供託要領」によつて、供託手續がなされた場合においては、便宜上これに依じて処理することゝ致し度きにつきこの段通牒致します。

年 月 日

厚生省勞政局長

地 方 長 官 殿

朝鮮人勞務者等に対する未払金
その他に関する件

朝鮮人勞務者等の給与等に関しては、さきに本年六月二十一日厚生省發勞第三六号「朝鮮人、台湾人、中国人勞務者の給与等に関する件」として次官通牒されたが、事業主がこれらの勞務者に対して支払うべき賃金退職金又はこれらの勞務者のために保管する積立金、貯金、有価証券等で受取人の居所不明、通信不能等の事情により現在尙未払となり又は引渡不能となつている場合は、今後左の方法で出来る丈速かに処理することとし、關係事業主を指導されたい。

尙本件供託事務については、司法省民事局長と打合せ済につき念のため申添える。

記

一 供託の要領は別紙「朝鮮人労務者等に対する未払金の供託要領」によること。

二 事業主は供託を完了したときは、供託書の番号、供託年月日、供託所名、受取人の氏名、本籍地、雇傭及解雇の時期、解雇の事由、未払金の内訳等を記載した報告書二部を地方長官に提出すること。

地方長官は関係者の要求ある場合は、前項の報告書を閲覧させ、当該関係者から報告書の記載事項について異議の申立があつた場合は実情を調査し或は関係者の意見を聴取して、未払金の公正化を計ること。

三 今回供託するのは金銭及び有価証券に限ることとし、労務者預貯金を通帳のまゝ交付すべきものについては、別途通牒の予定であるが事業主は保管中の預貯金通帳につき受取人の氏名、預金の種類及び貯金額を記載した報告書二部を地方長官に報告すること。

四 前記厚生次官通牒第五号の趣旨により、適法な委任を受けた者以外

の第三者に未払金、保管金等を引渡すのは適當でないので今後本通牒の趣旨により、供託の方法を取るべきであるが、既に之等の金額や交渉の結果新に支給することとした金額を、朝鮮人聯盟その他第三者に引渡した者がある場合は、その引渡先の名称、責任者名、引渡年月日引渡金額及び引渡金額の算出内訳明細を記載した報告書二部を地方長官に提出すること。

追而本件に関し九月十日現在で別紙様式に依る一覧表を作成し報告されたい。尙その際()による事業主の報告書の写一部宛を一括して添付されたい。

(別紙甲号)

労発第四一八号

昭和二十一年七月三十一日

司法省民事局長 殿

厚生省労政局長

朝鮮人労務者等に対する未払金等の
供託に関する件

予ねて貴局第一課に連絡してをりました朝鮮人労務者等に対する未
払金等の供託の件に關し、別紙の通り地方長官宛通牒すると致し
度く、就いては供託事務の取扱關係上支障がないか御照会致します。

司法省
民事局 民事甲第五一六号

昭和二十一年八月二十六日

司法省民事局長 奥 野 健 一

厚生省労政局長 殿

朝鮮人労務者等に対する未払金等
の供託に関する件

客月三十一日附労発第四一八号を以て御照会の標記の件は、便宜
御申越の通り地方長官宛通牒せられても供託事務の取扱上差支えあ
りません。

右御回答致します。

追つて本件供託事務取扱方につき、別紙写の通り各供託局長に通牒
致しましたから念の為に申添えます。

司法省 民事甲第五一六号
民事局
昭和二十一年八月二十六日

司法省民事局長 奥 野 健 一

供託局長 御中

朝鮮人労務者等に対する未払金等の
供託に関する件

今般標記の件につき別紙甲号厚生省労政局長の照会に対し、別紙乙号の通り回答致しました。就ては右厚生省労政局長の照会書に添附の「朝鮮人労務者に対する未払金等の供託要領」によつて、供託手続がなされた場合においては、便宜上これに依じて処理することゝ致し度きにつきこの段通牒致します。

年 月 日

厚生省労政局長

地 方 長 官 殿

朝鮮人労務者等に対する未払金
その他に関する件

朝鮮人労務者等の給与等に関しては、さきに本年六月二十一日厚生省発労第三六号「朝鮮人、台湾人、中国人労務者の給与等に関する件」として次官通牒されたが、事業主がこれらの労務者に対して支払うべき賃金退職金又はこれらの労務者のために保管する積立金、貯金、有価証券等で受取人の居所不明、通信不能等の事情により現在尙未払となり又は引渡不能となつてゐる場合は、今後左の方法で出来る丈速かに処理することゝし、関係事業主を指導されたい。

尙本件供託事務については、司法省民事局長と打合せ済につき念のため申添える。

記

一 供託の要領は別紙「朝鮮人労務者等に対する未払金の供託要領」によること。

二 事業主は供託を完了したときは、供託書の番号、供託年月日、供託所名、受取人の氏名、本籍地、雇傭及解雇の時期、解雇の事由、未払金の内訳等を記載した報告書二部を地方長官に提出すること。
地方長官は関係者の要求ある場合は、前項の報告書を閲覧させ、当該関係者から報告書の記載事項について異議の申立があつた場合は実情を調査し或は関係者の意見を聴取して、未払金の公正化を計ること。

三 今回供託するのは金銭及び有価証券に限ることとし、労務者預貯金を通帳のまゝ交付すべきものについては、別途通牒の予定であるが事業主は保管中の預貯金通帳につき受取人の氏名、預金の種類及び貯金額を記載した報告書二部を地方長官に報告すること。

四 前記厚生次官通牒第五号の趣旨により、適法な委任を受けた者以外

の第三者に未払金、保管金等を引渡すのは適当でないので今後本通牒の趣旨により、供託の方法を取るべきであるが、既に之等の金額や交渉の結果新に支給することとした金額を、朝鮮人聯盟その他第三者に引渡した者がある場合は、その引渡先の名称、責任者名、引渡年月日引渡金額及び引渡金額の算出内訳明細を記載した報告書二部を地方長官に提出すること。

追而本件に関し九月十日現在で別紙様式に依る一覧表を作成し報告されたい。尚その際(一)(四)による事業主の報告書の写一部宛を一括して添付されたい。

(別紙)

朝鮮人労務者等に対する未払金等の
供託要領

(一) 既に履行期の到来している未払金及び未交付の有価証券は、債務履行地の供託所に供託すること。

(二) 預貯金を通帳のまゝ交付すべき契約のもの及びその払もどし不能のものについては、目下司法省と打合せ中につき追つて別途通牒することとする。

(三) 供託は左の要領によること。

(イ) 債権者多数あるときは便宜上一括して供託すること。
(ロ) 金銭供託については供託書に合計金額のみを記載し、「金額、受

取人氏名は別紙内訳の如し」と附記し、指定受取人欄も亦「別紙内訳人名」と記した上、各受取人別に金額氏名を列記した内訳書を添付して供託局に提出すること。

(四) 有価証券供託については、(イ)に準じ、供託書には有価証券の銘柄、額面総額及び合計枚数を記載し、二種類以上の場合には銘柄毎に額面総額、合計枚数を記載、内訳書には各券面額、記号、番号、枚数及利札に関する事項(例えば「何年何月何日以降利札付」)を

記載すること。

(2) 債権者を確知することが出来ない場合には、供託書に記載すべき供託の原因たる事実欄には例へば、「右金員(又は有価証券)は債務者たる供託者より別紙内訳書記載の債権者に支払うべき給料及び諸手当金(又は交付すべき有価証券)なる処債権者の居所不明の為交付すること能はざるにつき(又は昭和年月日の戦災により帳簿書類等焼失のため、債権者を確知すること能はざるにつき)辨済の為供託」と記載すること。

(3) 一括して供託した場合に受取人の一部が判明して還付の請求をする場合には事業主は分割払を請求するため、供託書一通毎に支払委託書を供託局に提出し、受取人には、その者が供託物の払渡を受ける本人に相違ない旨の支払証明書を交付すること。

(四) 受取人が印鑑証明書を得ることが出来ない場合には、供託者は受取人が還付を受けるに当つて使用する印鑑が同人の印鑑に相違ない旨の証明書を受取人に交付し供託局に提出せしめること。

(五) その他供託及び還付に関する手続、書式等については供託局に問い合わせること。

司法省
民事局

昭和二十一年八月

司該省民事局長

奥野健



厚生省勞政局長殿

朝鮮、勞務者等に對する未拂金等

の
供託
に
関
する
件

客月三十日附勞力發第四一八號を以て御照會の標記の件は、便宜
御申越の通り地方長官宛通牒せられども供託事務の取扱上差支
へありませう。

右御回答致します。

追て本件供託事務取扱方につき別紙宜の通り各供託局長に通牒致しまして左から念の爲めに申添（ます）。

大日本帝國政府

司法省 民事甲第五一六號

昭和二十一年八月二十日

司法省民事局長奥野健一

供託局長御中

朝鮮人勞務者等に對する未拂金等の
供託に関する件

今般標記の件につき別紙甲號厚生省勞政局長の照會に對し別紙乙號の通り回答致しました。就ては右厚生省勞政局長の照會書に添附の「朝鮮人勞務者に對する未拂金等の供託要領」によつて供託手續がなされた場合においては便宜上これに應じて處理することと致し度きにつきこの段通牒致します。

(別紙甲號)

勞發第四八號

昭和二十一年七月三十一日

厚生省勞政局長

司法省民事局長殿

朝鮮人勞務者等に對する未拂金等の
供託に関する件

豫めて貴局第一課に連絡してをりました朝鮮人勞務者等に對する未拂金等の供託の件に關し別紙の通り地方長官宛通牒することと致し度く就いては供託事務の取扱關係上支障がなから御照會致します。

年月日

厚生省勞政局長

地方長官宛

朝鮮人勞務者等に對する未拂金その他に関する件

朝鮮人勞務者等の給與等に関しては、曩に本年六月二十日厚生省發勞第三六號「朝鮮人、台灣人、中國人勞務者の給與等に関する件」にして次官通牒されたが、事業主がこれらの勞務者に對して未拂ふべき賃金退職金又はこれらの勞務者の爲に保管する積立金貯金有價證券等で受取人の居所不明、通信不能等の事情により現在尚未拂となり又は引渡不能となつてゐる場合は、今後左の方法で出来る丈速かに處理

ス

することとし、関係事業主を指導され度い。

尚本件供託事務については、司法省民事局長と打合せ済につき念の爲申添へる。

記

一、供託の要領は、別紙「朝鮮人勞務者等に對する未拂金の供託要領」によること。

二、事業主は供託を完了したときは、供託書の番號、供託年月日、供託所名、受取人の氏名、本籍地、雇傭及解雇の時期、解雇の事由、未拂金の内譯等を記載した報告書二部を地方長官に提出すること。

地方長官は関係者の要求ある場合は、前項の報告書を一覽させ、當該関係者から報告書の記載事項について異議の申出があつた場合は、実情を調査し、或は関係者の意見を聴取して、

未拂金の公正化を計ること。

三、今回供託するのは、金銭及び有價證券に限ることとし、勞務者預貯金を通帳のまま交付すべきものについては別途通牒の定であるが、事業主は保管中の預貯金通帳につき受取人の氏名、預金の種類及び貯金額を記載した報告書二部を地方長官に提出すること。

四、前記厚生次官通牒第五號の趣旨により、適法な委任を受けた者以外の第三者に未拂金、保管金等を引渡すのは適當でない。今後本通牒の趣旨により供託の方法を取るべきであるが、既に之等の金額や交渉の結果新に支給することとした金額を、朝鮮人聯盟その他第三者に引渡したものがあつた場合は、その引渡先の名稱、責任者名、引渡年月日、引渡金額及び引渡金額の算出内譯明細を記載した報

告書二部を地方長官に提出すること。

追而本件に関し九月十日現在で別紙様式に依る一覽表を作成し報告されたい。尚その際(一)(二)(三)(四)による事業主の報告書の寫一部宛を一括して添付されたい。

(別紙)

朝鮮人勞務者等に對する未拂金^傳の供託要領

(一) 既に履行期の到來してゐる未拂金及び未交付の有價證券は、債務履行地の供託所に供託すること。

(二) 預貯金を通帳のまま交付すべき契約のもの及びその拂戻不能のものについては、目下司法省と打合せ中につき追つて別途通牒することとする。

(三) 供託は左の要領に依ること。

(1) 債権者が多数あるときは、なるべく便宜一括して供託すること。

(4) 金銭供託については供託書に合計金額のみを記載し、

「金額、受取人氏名は別紙内譯の如し」と附記し、指定受取人欄も亦「別紙内譯人名」と記した上、各受取人別に

金額氏名を列記した内譯書を添付して供託局に提出すること。

(ロ) 有價證券供託については、(イ)に準じ、供託書には有價證券の銘柄、額面總額、及び合計枚数を記載し、二種類以上の場合は銘柄毎に額面總額、合計枚数を記載、内譯書には各券面額、記號、番號、枚数及利札に関する事項(例へば「何年何月何日以降利札付」)を記載すること。

(2) 債権者を確知することが出来ない場合には、供託書に記載すべき供託の原因たる事實欄には、例へば、

「右金員(又は有價證券)は債務者たる供託者より別紙内譯書記載の債権者に支拂ふべき給料及び諸手當金(又は交付すべき有價證券)なる處債権者の居所不明の爲に交付すること能はざるにつき(又は昭和年月日の戦災により

帳簿書類等焼失の爲、債権者を確知すること能はざる
につき、辨済の爲供託と記載すること。

(3) 一括して供託した場合に、受取人の一部が判明して還付の請
求をする場合には、事業主は分割拂を請求する爲め、供
託書一通毎に支拂委託書を供託局に提出し、受取人
には、その者が供託物の拂渡を受ける本人に相違ない
旨の支拂證明書を交付すること。

(四) 受取人が印鑑證明書を得ることが出来ない場合には、供託
者は受取人が還付を受けるに當つて使用する印鑑が同
人の印鑑に相違ない旨の證明書を受取人に交付し、供託
局に提出せしめること。

(五) その他供託及び還付に関する手續書或等については、供託局
に問合せしむること。

別紙様式

未拂金處理一覽表

一 供託を完了せし事業場 (勞務者の國籍別に別表とする)

事業場名		所在地	
供託金額	未拂	供託	供託
供託有價證	勞務者数	日	年
業務面額	預貯金	月	月
保管預貯	通帳数	受取	人数
金通帳額	人数	人数	人数

二 適法な委任のない第三者に引渡した事業場

事業場名	所在地	引渡金額	受取人への引渡	引渡先
			勞務者数	
			月日	

三 未處理事業場

事業場名	所在地	未拂金額	未拂勞務者数	未交付有價證券面額計	保管預金通帳額計	未處理事由

(別紙乙號)

司法省 民事局 第五一六號

昭和二十一年八月二十六日

司法省民事局長 奥野健一

厚生省勞政局長 殿

朝鮮人勞務者等に對する未拂金等

の供託に關する件

客月三十日附勞發策第四一八號を以て御照會の標記の件は便宜
御申越の通り地方長官宛通牒せられても供託事務の取扱に差
支へありません。

右御回答致します。

追て本件供託事務取扱方につき別紙寫の通り各供託局長に
通牒致しまして念のため申添へます。

合 議 先 番 號 受 送 日		第 一 番 號 受 送 日		第 二 番 號 受 送 日	
日	月	日	月	日	月

〇 曾社經理應急措置法による特別經理會社に於ては本件
 函する未拂金、預り金等は同法第十四條第一項但書に
 依り旧勘定より優先權を爲し又は同條第二項に依り
 新勘定より立替拂と爲し得るものに付至急本通牒に
 より供託の措置をとるよう指導され度い
 追つて供託事務について、司法省民事局長より
 追つての件供託事務について、司法省民事局長より
 追つての件供託事務について、司法省民事局長より

る件として、本通牒を以て本件に用じ、
 事業主がこれらの労働者に對して支拂おへ
 き賃金退職金又はこれらの労働者の爲に保
 有する積立金、貯金、有価證券等を受取
 人の居所不明、通信不能等の事情により現
 在尚未拂となり又は引渡不能
 は、今般に、

呈す

合 議 先 番 號		第 一	
受 送	第 號	受 送	第 號
月 日	月 日	月 日	月 日

る件として、次事通牒を以て、本件に用い、
 事業主が、これらの労働者に對して支拂ふべ
 き賃金退職金又はこれらの労働者の爲に保
 有する積立金、貯金、有価證券等、で受取
 人の居所不明、通信不能等の事情により現
 在尚未拂となり又は引渡不能となつてゐる場合
 は、今後左の方法で出来る丈速かに処理すること
 とし、関係事業主を指導されたい。
 尚、本件供託事務については、司法省民事局長と
 所命せしむべき念の爲、申添へる。

記

一、供託の要領は、別紙「朝鮮人労働者等」に對す
 る本拂金の供託要領によること

此の件は、朝鮮人労働者等の供託事務に關するもので、
 司法省民事局長の指導を受けることとす。

WELFARE MINISTRY
IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

draft.

VICE MINISTER OF WELFARE

Instructions for: Prefectural Governors

Subject : Payments for Korean, Formosan and Chinese
Labourers.

Reference is made to our instruction by order of the Welfare Minister, subject "Dealing with affairs concerning the Order No.2 of Welfare Ministry of 10 January 1946" dated 17 January 1946, following the Order No.2 of Welfare Ministry, subject "Employment and Work of Labourers under the Imperial Ordinance No.542 of 1945" dated 10 January 1946.

The above mentioned instruction seems not to have been correctly understood and not observed perfectly. Especially, cases seem to have occurred that the wages, work hours and other working conditions of these labourers do not conform with the instruction; some are higher and some are lower in comparison with that of Japanese labourers, infracting thus the above mentioned order. Therefore, we instruct that all employers who have employed or employ at present these labourers shall understand and observe perfectly the Art. 1 of the Order No.2 of Welfare Ministry.

And as for wages, we instruct that you guide the persons concerned following the items below, taking in consideration the principle of the above mentioned order.

No. 1. The same order is in force since 10 January 1946.

However, as for wages (retirement allowance not included) especially, in accordance with the principle of the Memorandum of SCAP of which we send translation in Japanese with this instruction, the principle of the

WELFARE MINISTRY
IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

same order shall apply retroactively to the cases occurred on or after 28 November 1945.

No. 2. As for retirement allowances, the principle of the same order shall apply retroactively to the retirement on or after 2 September 1945.

No. 3. Claims for application of the principle of the same order backing to the date of 27 November and 1 September 1945 are of no legal foundation and not valid claims. Such claims may become an item in overall claims against the Japanese Government in the future, but are not to be individually dealt with as case between employer and these labourers.

No. 4. Therefore, it is of no legal foundation and unjust to request from the employer payment of balance by reason that the wages (retirement allowance not included) before 27 November 1945 and the retirement allowances before 1 September 1945 were lower than those after these dates.

No. 5. The League of Koreans and similar organizations which are not bona fide labor unions within the meaning of Art. 2 of the Trade Union Law are not authorized to negotiate with individual employers on matters relating to wages, nor to collect money for Korean, Formosan and Chinese nationals in Japan and for those already repatriated. *This does not applied to the organizations which have mandate within the meaning of the civil law.*

二、事業主は供託を完了したときは、供託書の番
 號、供託年月日、供託所名、受取人の氏名、本籍地、
 雇傭及解雇の時期、解雇の事由、未拂金の内譯
 等を記載した報告書三部を地方長官に提出
 すること。
 地方長官は関係者の要求ある場合は、前條の
 報告書を閲覧させ、当該関係者から報告書の
 記載事項について異議の申出があつた場合は、
 事情を調査し、或は関係者の意見を取取して、
 未拂金の公正化を計ること。

三、今月供託するのは、金銭及び有價證券に限る
 こととし、皆弱者の預貯金を通帳のまま交付
 すべきものについては別途通牒の豫定であ
 るが、事業主は保管中の預貯金通帳につき受
 取人の氏名、預金の種類、^{及び}金額を記載した
 報告書三部を地方長官に提出すること。

四、前記厚生次官通牒第五條の趣旨により、適法
 な委任を受けた者以外の第三者に未拂金、保
 管金等を引渡すのは適当でないので今後本
 通牒の趣旨により供託の方法を取るべきで

あるが、既に之等の金額や交流の結果新に支給
 するにとした金額も、朝鮮人、韓国、その他第三
 者に引渡しをもちがある場合は、その引渡金の
 名稱、資金、番号、引渡年月日、引渡金額及び引渡金
 額の算出の詳細を記載した報告書二部を地
 方長官に提出するに。
 追而本件に用いた九月十日現在で別紙様式に依
 る一覽表も作成し報告されたい。あとの際(三)(三)
 (四)による事業主の報告書も寫二部宛を一括し
 て添付されたい。

別紙

朝鮮人勞務教等に対する未拂金等の

供託要領

(一) 既に履行期の到来してゐる未拂金及び未交付の有償證券は債務履行地の供託所に供託すること。

(二) 預貯金を通帳のまま交付すべき契約のもの及び拂戻不能のものについては、目下司法省と打合せ中につき追つて別途通牒することとする。

(三) 供託は左の要領に依ること。

(1) 債権者が多数あるときは、なるべく便宜一括して供託すること。この場合、

(イ) 金銭供託については供託書に合計金額のみを記載し、金額受取人氏名は別紙内譯名如しと附記し、指定受取人欄も亦別紙内譯人名と記し、各受取人別に金額氏名を列記し、左の譯書を添付して供託所に提出すること。

(ロ) 有償證券供託については(イ)に準じ、供託書には額面金額、有償證券の銘柄、合計文

教を記載し内譯書に て各券面額、記号番 號、枚数及利札に 用する事項(例へば「何年 何月何日以降利札付 」を記載すること (2)債権者も確知する ことが出来ない場合 に供託書に記載すべ き供託の原因たる 事實欄に添へば 右金員(又は有價證 券)は債権者たる供託 者より別紙内譯書に 記載し債権者に交付 すべき給付及び諸年 金(又は交付すべ き有價證券)なる 處債権者の居所不明 の爲交付すること能 はざるにつき(又は昭 和年月日の戦災によ り帳簿書類等焼失 の爲債権者を確知す ること能はざるに つき)辨済の爲供託 し記載すること。 (3)一括して供託し る場合、受取人の一 部が判明して還付の 請求をする場合には 事業主は分割拂を請 求する爲め、供託書 一通毎に互拂委託書 と供託るに提出し、 受取人にはなり者が 互拂を受ける本人に 相違ない旨の互拂請 明書を添付すること。
--

- (四) 受取人が印鑑證明書を発行することが出来ぬ場合に
 には、供託者は受取人が還付を受けるに当つ
 て使用する印鑑が同人の印鑑に相違ない旨
 の證明書を供託者は受取人に交付し、供託局
 に提出せしめること。
- (五) その他供託局に還付に用する年續書或等
 ついては供託局に問い合わせること。

送附先

關係廳

事務省 敬言保局公安課長

同法省民事局以第一課爲

大藏省理財局經濟課長

外資課長

省山局 鈺子課長

商務印書館

五方勞務課長

通志
輸育
監理局
監理
部
事務課

海運總局海運局港政課長

信者說務司勞務課長

外務省管理局北方課長

終戰後
終事務司管理
部回收課長

逕覽方第一後員為文書課長

第二後員為主計課長

國信也行政事務局長務課長

日本銀行監事局長

統制団体

日本通運(株) 事務課長

日本鐵道營業監督聯盟事務課長

日本建設工業統制組合

日本統制會

全國鉱山會 卸務部長

運協會

日本工業聯盟 卸務部長